料　金　表【契約種別：従量電灯】

1　対象となるお客さま

この料金表【契約種別：従量電灯】は、「当社」の電力需給約款（市場でんき）が適用される「申込者」のうち、契約種別が従量電灯の「申込者」に適用いたします。

2　料金表等の変更

(1)　「当社」は、この料金表を変更する場合には、「本約款」第３条（需給約款の変更）を適用いたします。

(2)　消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、「当社」は変更された税率に基づき、この料金表または「本約款」を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表または「本約款」によります。

(3)　９ヵ月市場連動型自動クロス、６ヵ月市場連動型自動クロスの固定単価型（３段階）およびプレミアム・プレフィックス（料金メニュー）における基本料金、電力量料金については、需要場所を管轄するみなし小売電気事業者の公表料金メニュー（下記参照）の基本料金単価および電力量料金単価を適用して、「申込者」に請求いたします。この公表料金メニューにおける基本料金単価および電力量料金単価が改定された場合には、改定後の各単価を適用して電気料金を計算するものとします。なお、市場環境の変化および公表料金メニューの改定、「託送供給等約款」の変更等が生じ、当該料金の改定が必要と認められた場合には、「当社」と「申込者」が合意した内容に基づいて料金の改定ができるものといたします。

基準とする各エリアの公表料金メニュー名称（60A未満）

エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
名称	従量電灯B	従量電灯B	従量電灯B	従量電灯B	従量電灯Ｂ	従量電灯A	従量電灯Ａ	従量電灯Ａ	従量電灯Ｂ

基準とする各エリアの公表料金メニュー名称（６kVA以上）

エリア	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
名称	従量電灯C	従量電灯C	従量電灯C	従量電灯C	従量電灯Ｃ	従量電灯B	従量電灯Ｂ	従量電灯Ｂ	従量電灯Ｃ

3　それぞれの契約メニュー、契約方式における電気料金の計算式概要は以下のとおりです。なお、名称が同じであってもそれぞれの単価や計算式などは、契約メニューや契約方式によって異なります。

【各契約メニューの計算式概要】

⑴　契約メニュー：12ヵ月市場連動型【契約種別：従量電灯】

①スポット購入料金	［接続対象電力量 × 約定単価（税別）**【市場価格（30分毎の約定単価）に応じ変動】**］
＋②スポット購入手数料	［接続対象電力量 × スポット取引売買手数料単価（税別）］
＋③基本料金（託送料金）	［契約電流または契約容量または契約電力 × 基本料金（託送料金）単価（税込み）］
＋④電力量料金（託送料金）	［使用電力量 × 電力量料金（託送料金）単価（税込み）］
＋⑤需給管理コスト	［接続対象電力量 × 6.05円（税込み）］
＋⑥再エネ発電促進賦課金	［使用電力量 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込み）］
＋⑦容量拠出金相当額	［契約容量または契約電力 × 容量拠出金相当額単価（税別）］

※1 単価が税別のものは別途消費税相当額を加算

※2 関西、中国、四国エリアで契約方式が負荷設備契約の場合、「③基本料金（託送料金）」は、「③基本料金（託送基本料金等相当額）」とし、「託送供給等約款」に基づく接続送電サービス料金の基本料金と異なることがあります。

⑵　契約メニュー：９ヵ月市場連動型自動クロス

⑵－１　料金メニュー：市場連動型（お申込時に任意の９ヵ月間を選択）

①スポット購入料金	［接続対象電力量 × 約定単価（税別）**【市場価格（30分毎の約定単価）に応じ変動】**］
＋②スポット購入手数料	［接続対象電力量 × スポット取引売買手数料単価（税別）］
＋③基本料金（託送料金）	［契約電流または契約容量または契約電力 × 基本料金（託送料金）単価（税込み）］
＋④電力量料金（託送料金）	［使用電力量 × 電力量料金（託送料金）単価（税込み）］
＋⑤需給管理コスト	［接続対象電力量 × 6.05円（税込み）］
＋⑥再エネ発電促進賦課金	［使用電力量 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込み）］
＋⑦容量拠出金相当額	［契約容量または契約電力 × 容量拠出金相当額単価（税別）］

※1 単価が税別のものは別途消費税相当額を加算

※2 関西、中国、四国エリアで契約方式が負荷設備契約の場合、「③基本料金（託送料金）」は、「③基本料金（託送基本料金等相当額）」とし、「託送供給等約款」に基づく接続送電サービス料金の基本料金と異なることがあります。

⑵－２　料金メニュー：固定単価型（３段階）（お申込時に任意の３ヵ月間を選択）

①基本料金	［契約電流または契約容量または契約電力 × 基本料金単価（税込み）］
＋②電力量料金	［使用電力量 × 電力量料金単価（税込み）］ **【単価は３段階制】**
＋③需給管理コスト	［（①基本料金＋②電力量料金）× 0.3］
＋④燃料費等調整額	［使用電力量 × 燃料費等調整単価（税込み）］
＋⑤再エネ発電促進賦課金	［使用電力量 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込み）］

※1 単価が税別のものは別途消費税相当額を加算

※2 関西、中国、四国エリアで契約方式が最低料金制契約の場合は、①基本料金ではなく最低料金が発生

※3 燃料費等調整単価の算定に用いる平均燃料価格に上限は設けないものといたします

⑶　契約メニュー：６ヵ月市場連動型自動クロス

⑶－１　料金メニュー：市場連動型（お申込時に任意の６ヵ月間を選択）

①スポット購入料金	［接続対象電力量 × 約定単価（税別）**【市場価格（30分毎の約定単価）に応じ変動】**］
＋②スポット購入手数料	［接続対象電力量 × スポット取引売買手数料単価（税別）］
＋③基本料金（託送料金）	［契約電流または契約容量または契約電力 × 基本料金（託送料金）単価（税込み）］
＋④電力量料金（託送料金）	［使用電力量 × 電力量料金（託送料金）単価（税込み）］
＋⑤需給管理コスト	［接続対象電力量 × 6.05円（税込み）］
＋⑥再エネ発電促進賦課金	［使用電力量 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込み）］
＋⑦容量拠出金相当額	［契約容量または契約電力 × 容量拠出金相当額単価（税別）］

※1 単価が税別のものは別途消費税相当額を加算

※2 関西、中国、四国エリアで契約方式が負荷設備契約の場合、「③基本料金（託送料金）」は、「③基本料金（託送基本料金等相当額）」とし、「託送供給等約款」に基づく接続送電サービス料金の基本料金と異なることがあります。

⑶－２　料金メニュー：固定単価型（３段階）（お申込時に任意の６ヵ月間を選択）

①基本料金	[契約電流または契約容量または契約電力 × 基本料金単価（税込み）]
＋②電力量料金	[使用電力量 × 電力量料金単価（税込み）] **【単価は３段階制】**
＋③需給管理コスト	[（①基本料金＋②電力量料金）× 0.15]
＋④燃料費等調整額	[使用電力量 × 燃料費等調整単価（税込み）]
＋⑤再エネ発電促進賦課金	[使用電力量 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込み）]

※１ 単価が税別のものは別途消費税相当額を加算
※２ 関西、中国、四国エリアで契約方式が最低料金制契約の場合は、①基本料金ではなく最低料金が発生
※３ 燃料費等調整単価の算定に用いる平均燃料価格に上限は設けないものといたします

⑷ 契約メニュー：プレミアム・プレフィックス

⑷－１ 料金メニュー：市場連動型（お申込時に任意の６ヵ月間を選択）

①スポット購入料金	[接続対象電力量 × 約定単価（税別）**【市場価格（30 分毎の約定単価）に応じ変動】**]
＋②スポット購入手数料	[接続対象電力量 × スポット取引売買手数料単価（税別）]
＋③基本料金（託送料金）	[契約電流または契約容量または契約電力 × 基本料金（託送料金）単価（税込み）]
＋④電力量料金（託送料金）	[使用電力量 × 電力量料金（託送料金）単価（税込み）]
＋⑤需給管理コスト	[接続対象電力量 × 4.40 円（税込み）]
＋⑥再エネ発電促進賦課金	[使用電力量 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込み）]
＋⑦容量拠出金相当額	[契約容量または契約電力 × 容量拠出金相当額単価（税別）]

※１ 単価が税別のものは別途消費税相当額を加算
※２ 関西、中国、四国エリアで契約方式が負荷設備契約の場合、「③基本料金（託送料金）」は、「③基本料金（託送基本料金等相当額）」とし、「託送供給等約款」に基づく接続送電サービス料金の基本料金と異なることがあります。
※３ １月の電気料金は、同算定期間において⑷-２固定単価型（３段階）に基づき算定した金額を上限とし、それを上回る場合、同金額（固定単価型に基づき算定した金額）を、同算定期間における電気料金といたします。

⑷－２ 料金メニュー：固定単価型（３段階）（お申込時に任意の６ヵ月間を選択）

①基本料金	[契約電流または契約容量または契約電力 × 基本料金単価（税込み）]
＋②電力量料金	[使用電力量 × 電力量料金単価（税込み）] **【単価は３段階制】**
＋③燃料費等調整額	[使用電力量 × 燃料費等調整単価（税込み）]
＋④再エネ発電促進賦課金	[使用電力量 × 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込み）]

※１ 単価が税別のものは別途消費税相当額を加算
※２ 関西、中国、四国エリアで契約方式が最低料金制契約の場合は、①基本料金ではなく最低料金が発生
※３ 燃料費等調整単価の算定に用いる平均燃料価格に上限は設けないものといたします

４ 需要場所におけるエリア毎の各単価は、以下の５から 13 のとおりとします。
（※2026 年 11 月１日現在）

５　北海道エリアの場合の電気料金の各単価

(1)　契約メニュー：12ヵ月市場連動型

①　契約方式：アンペアブレーカー契約および主開閉器契約

基本料金 （託送料金）	契約電流（容量）10アンペア（１kVA）につき	381.70円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量１キロワット時につき	8.24円（税込み）

②　契約方式：実量制契約

基本料金 （託送料金）	契約電力１キロワットにつき	477.40円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量１キロワット時につき	8.24円（税込み）

(2)　契約メニュー：９ヵ月市場連動型自動クロス、６ヵ月市場連動型自動クロス、プレミアム・プレフィックス

①　料金メニュー：市場連動型

契約方式：アンペアブレーカー契約および主開閉器契約

基本料金 （託送料金）	契約電流（容量）10アンペア（１kVA）につき	381.70円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量１キロワット時につき	8.24円（税込み）

②　料金メニュー：固定単価型（３段階）

契約方式：アンペアブレーカー契約および主開閉器契約（従量電灯B,従量電灯C相当）

基本料金	契約電流（容量）10アンペア（１kVA）につき	572.10円（税込み）
電力量料金	最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	35.77円（税込み）
	120キロワット時をこえ280キロワット時までの１キロワット時につき	42.06円（税込み）
	280キロワット時をこえる１キロワット時につき	45.78円（税込み）

※ みなし小売電気事業者の公表料金メニューの基本料金単価および電力量料金単価が改定された場合は、改定後の各単価が適用されます。

6　東北エリアの場合の電気料金の各単価

(1)　契約メニュー：12ヵ月市場連動型

①　契約方式：アンペアブレーカー契約および主開閉器契約

基本料金 （託送料金）	契約電流（容量）10アンペア（1kVA）につき	204.60円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量1キロワット時につき	9.92円（税込み）

②　契約方式：実量制契約

基本料金 （託送料金）	契約電力1キロワットにつき	279.40円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量1キロワット時につき	9.92円（税込み）

(2)　契約メニュー：9ヵ月市場連動型自動クロス、6ヵ月市場連動型自動クロス、プレミアム・プレフィックス

①　料金メニュー：市場連動型

契約方式：アンペアブレーカー契約および主開閉器契約

基本料金 （託送料金）	契約電流（容量）10アンペア（1kVA）につき	204.60円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量1キロワット時につき	9.92円（税込み）

②　料金メニュー：固定単価型（3段階）

契約方式：アンペアブレーカー契約および主開閉器契約（従量電灯B,従量電灯C相当）

基本料金	契約電流（容量）10アンペア（1kVA）につき	410.71円（税込み）
電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	31.01円（税込み）
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	37.76円（税込み）
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	41.71円（税込み）

※ みなし小売電気事業者の公表料金メニューの基本料金単価および電力量料金単価が改定された場合は、改定後の各単価が適用されます。

7　東京エリアの場合の電気料金の各単価

(1)　契約メニュー：12ヵ月市場連動型

①　契約方式：アンペアブレーカー契約および主開閉器契約

基本料金 （託送料金）	契約電流（容量）10アンペア（1kVA）につき	231.72円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量1キロワット時につき	6.97円（税込み）

②　契約方式：実量制契約

基本料金 （託送料金）	契約電力1キロワットにつき	351.08円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量1キロワット時につき	6.97円（税込み）

(2)　契約メニュー：9ヵ月市場連動型自動クロス、6ヵ月市場連動型自動クロス、
プレミアム・プレフィックス

①　料金メニュー：市場連動型
契約方式：アンペアブレーカー契約および主開閉器契約

基本料金 （託送料金）	契約電流（容量）10アンペア（1kVA）につき	231.72円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量1キロワット時につき	6.97円（税込み）

②　料金メニュー：固定単価型（3段階）
契約方式：アンペアブレーカー契約および主開閉器契約（従量電灯B,従量電灯C相当）

基本料金	契約電流（容量）10アンペア（1kVA）につき	392.06円（税込み）
電力量料金	最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	29.85円（税込み）
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	36.45円（税込み）
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	40.54円（税込み）

※ みなし小売電気事業者の公表料金メニューの基本料金単価および電力量料金単価が改定された場合は、改定後の各単価が適用されます。

８　中部エリアの場合の電気料金の各単価

(1)　契約メニュー：12ヵ月市場連動型
①　契約方式：アンペアブレーカー契約および主開閉器契約

基本料金 （託送料金）	契約電流（容量）10アンペア（１kVA）につき	263.43円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量１キロワット時につき	7.91円（税込み）

②　契約方式：実量制契約

基本料金 （託送料金）	契約電力１キロワットにつき	406.51円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量１キロワット時につき	7.91円（税込み）

(2)　契約メニュー：９ヵ月市場連動型自動クロス、６ヵ月市場連動型自動クロス、
プレミアム・プレフィックス
①　料金メニュー：市場連動型
契約方式：アンペアブレーカー契約および主開閉器契約

基本料金 （託送料金）	契約電流（容量）10アンペア（１kVA）につき	263.43円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量１キロワット時につき	7.91円（税込み）

②　料金メニュー：固定単価型（３段階）
契約方式：アンペアブレーカー契約および主開閉器契約（従量電灯B,従量電灯C相当）

基本料金	契約電流（容量）10アンペア（１kVA）につき	447.92円（税込み）
電力量料金	最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	21.25円（税込み）
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	25.73円（税込み）
	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	28.68円（税込み）

※ みなし小売電気事業者の公表料金メニューの基本料金単価および電力量料金単価が改定された場合は、改定後の各単価が適用されます。

9　北陸エリアの場合の電気料金の各単価

(1)　契約メニュー：12ヵ月市場連動型

①　契約方式：アンペアブレーカー契約および主開閉器契約

基本料金 （託送料金）	契約電流（容量）10アンペア（１kVA）につき	192.50円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量１キロワット時につき	6.83円（税込み）

②　契約方式：実量制契約

基本料金 （託送料金）	契約電力１キロワットにつき	242.00円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量１キロワット時につき	6.83円（税込み）

(2)　契約メニュー：９ヵ月市場連動型自動クロス、６ヵ月市場連動型自動クロス、
プレミアム・プレフィックス

①　料金メニュー：市場連動型
契約方式：アンペアブレーカー契約および主開閉器契約

基本料金 （託送料金）	契約電流（容量）10アンペア（１kVA）につき	192.50円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量１キロワット時につき	6.83円（税込み）

②　料金メニュー：固定単価型（３段階）
契約方式：アンペアブレーカー契約および主開閉器契約（従量電灯B,従量電灯C相当）

基本料金	契約電流（容量）10アンペア（１kVA）につき	302.50円（税込み）
電力量料金	最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	30.86円（税込み）
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	34.75円（税込み）
	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	36.46円（税込み）

※ みなし小売電気事業者の公表料金メニューの基本料金単価および電力量料金単価が改定された場合は、改定後の各単価が適用されます。

10　関西エリアの場合の電気料金の各単価

(1)　契約メニュー：12ヵ月市場連動型

(1)－1　契約方式：最低料金制契約

基本料金 （託送料金）	１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力６キロワットまで	504.90 円（税込み）
	上記をこえる接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	168.30 円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量１キロワット時につき	8.25 円（税込み）

(1)－2　契約方式：負荷設備契約（１kVA を１kW とします）

基本料金 （託送基本料金等相当額）	１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力６キロワットまで	504.90 円（税込み）
	上記をこえる接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	168.30 円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量１キロワット時につき	8.25 円（税込み）

※ 基本料金（託送基本料金等相当額）は、「託送供給等約款」に基づく接続送電サービス料金の基本料金と異なることがあります。

(2)　契約メニュー：９ヵ月市場連動型自動クロス、６ヵ月市場連動型自動クロス、
プレミアム・プレフィックス

①　料金メニュー：市場連動型

①-１　契約方式：最低料金制契約

基本料金 （託送料金）	１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力６キロワットまで	504.90 円（税込み）
	上記をこえる接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	168.30 円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量１キロワット時につき	8.25 円（税込み）

①-２　契約方式：負荷設備契約（１kVA を１kW とします）

基本料金 （託送基本料金等相当額）	１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力６キロワットまで	504.90 円（税込み）
	上記をこえる接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	168.30 円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量１キロワット時につき	8.25 円（税込み）

※ 基本料金（託送基本料金等相当額）は、「託送供給等約款」に基づく接続送電サービス料金の基本料金と異なることがあります。

② 料金メニュー：固定単価型（３段階）

②-１ 契約方式：最低料金制契約（従量電灯 A 相当）

最低料金※１	１契約につき最初の 15 キロワット時まで	763.81 円（税込み）
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの１キロワット時につき	20.89 円（税込み）
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	26.29 円（税込み）
	300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	29.27 円（税込み）

※１ 基本料金ではなく最低料金が発生いたします。

※２ みなし小売電気事業者の公表料金メニューの基本料金単価および電力量料金単価が改定された場合は、改定後の各単価が適用されます。

②-２ 契約方式：負荷設備契約（従量電灯 B 相当）

基本料金	契約電力１キロボルトアンペアにつき	497.82 円（税込み）
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	18.49 円（税込み）
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	21.70 円（税込み）
	300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	24.20 円（税込み）

※ みなし小売電気事業者の公表料金メニューの基本料金単価および電力量料金単価が改定された場合は、改定後の各単価が適用されます。

11　中国エリアの場合の電気料金の各単価

(1)　契約メニュー：12ヵ月市場連動型

(1)－1　契約方式：最低料金制契約

基本料金 （託送料金）	１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力６キロワットまで	539.02 円（税込み）
	上記をこえる接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	179.67 円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量１キロワット時につき	9.63 円（税込み）

(1)－2　契約方式：負荷設備契約（１kVA を１kW とします）

基本料金 （託送基本料金等相当額）	１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力６キロワットまで	539.02 円（税込み）
	上記をこえる接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	179.67 円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量１キロワット時につき	9.63 円（税込み）

※ 基本料金（託送基本料金等相当額）は、「託送供給等約款」に基づく接続送電サービス料金の基本料金と異なることがあります。

(2)　契約メニュー：９ヵ月市場連動型自動クロス、６ヵ月市場連動型自動クロス、
プレミアム・プレフィックス

①　料金メニュー：市場連動型

①-１　契約方式：最低料金制契約

基本料金 （託送料金）	１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力６キロワットまで	539.02 円（税込み）
	上記をこえる接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	179.67 円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量１キロワット時につき	9.63 円（税込み）

①-２　契約方式：負荷設備契約（１kVA を１kW とします）

基本料金 （託送基本料金等相当額）	１接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力６キロワットまで	539.02 円（税込み）
	上記をこえる接続送電サービス契約電力１キロワットにつき	179.67 円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量１キロワット時につき	9.63 円（税込み）

※ 基本料金（託送基本料金等相当額）は、「託送供給等約款」に基づく接続送電サービス料金の基本料金と異なることがあります。

② 料金メニュー：固定単価型（３段階）

②-１ 契約方式：最低料金制契約（従量電灯 A 相当）

最低料金※１	１契約につき最初の 15 キロワット時まで	983.37 円（税込み）
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの１キロワット時につき	33.32 円（税込み）
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	40.00 円（税込み）
	300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	42.12 円（税込み）

※1 基本料金ではなく最低料金が発生いたします。

※2 みなし小売電気事業者の公表料金メニューの基本料金単価および電力量料金単価が改定された場合は、改定後の各単価が適用されます。

②-２ 契約方式：負荷設備契約（従量電灯 B 相当）

基本料金	契約電力１キロボルトアンペアにつき	476.18 円（税込み）
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	30.63 円（税込み）
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	36.72 円（税込み）
	300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	38.59 円（税込み）

※ みなし小売電気事業者の公表料金メニューの基本料金単価および電力量料金単価が改定された場合は、改定後の各単価が適用されます。

12　四国エリアの場合の電気料金の各単価

(1)　契約メニュー：12ヵ月市場連動型

(1)－1　契約方式：最低料金制契約

基本料金 （託送料金）	1接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力6キロワットまで	643.50円（税込み）
	上記をこえる接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	214.50円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量1キロワット時につき	9.54円（税込み）

(1)－2　契約方式：負荷設備契約（1kVAを1kWとします）

基本料金 （託送基本料金等相当額）	1接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力6キロワットまで	643.50円（税込み）
	上記をこえる接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	214.50円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量1キロワット時につき	9.54円（税込み）

※ 基本料金（託送基本料金等相当額）は、「託送供給等約款」に基づく接続送電サービス料金の基本料金と異なることがあります。

(2)　契約メニュー：9ヵ月市場連動型自動クロス、6ヵ月市場連動型自動クロス、プレミアム・プレフィックス

①　料金メニュー：市場連動型

①-1　契約方式：最低料金制契約

基本料金 （託送料金）	1接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力6キロワットまで	643.50円（税込み）
	上記をこえる接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	214.50円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量1キロワット時につき	9.54円（税込み）

①-2　契約方式：負荷設備契約（1kVAを1kWとします）

基本料金 （託送基本料金等相当額）	1接続送電サービスにつき最初の接続送電サービス契約電力6キロワットまで	643.50円（税込み）
	上記をこえる接続送電サービス契約電力1キロワットにつき	214.50円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量1キロワット時につき	9.54円（税込み）

※ 基本料金（託送基本料金等相当額）は、「託送供給等約款」に基づく接続送電サービス料金の基本料金と異なることがあります。

② 料金メニュー：固定単価型（３段階）

②-１契約方式：最低料金制契約（従量電灯 A 相当）

最低料金※１	１契約につき最初の 11 キロワット時まで	953.13 円（税込み）
電力量料金	11 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの１キロワット時につき	31.42 円（税込み）
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	38.04 円（税込み）
	300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	41.55 円（税込み）

※1 基本料金ではなく最低料金が発生いたします。

※2 みなし小売電気事業者の公表料金メニューの基本料金単価および電力量料金単価が改定された場合は、改定後の各単価が適用されます。

②-２契約方式：負荷設備契約（従量電灯 B 相当）（１kVA を１kW とします）

基本料金	契約電力１キロボルトアンペアにつき	444.88 円（税込み）
電力量料金	最初の 120 キロワット時までの１キロワット時につき	28.02 円（税込み）
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの１キロワット時につき	33.55 円（税込み）
	300 キロワット時をこえる１キロワット時につき	36.47 円（税込み）

※ みなし小売電気事業者の公表料金メニューの基本料金単価および電力量料金単価が改定された場合は、改定後の各単価が適用されます。

13　九州エリアの場合の電気料金の各単価

(1)　契約メニュー：12ヵ月市場連動型

①　契約方式：アンペアブレーカー契約および主開閉器契約

基本料金 （託送料金）	契約電流（容量）10アンペア（１kVA）につき	284.24円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量１キロワット時につき	7.80円（税込み）

②　契約方式：実量制契約

基本料金 （託送料金）	契約電力１キロワットにつき	398.37円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量１キロワット時につき	7.80円（税込み）

(2)　契約メニュー：９ヵ月市場連動型自動クロス、６ヵ月市場連動型自動クロス、プレミアム・プレフィックス

①　料金メニュー：市場連動型

契約方式：アンペアブレーカー契約および主開閉器契約

基本料金 （託送料金）	契約電流（容量）10アンペア（１kVA）につき	284.24円（税込み）
電力量料金 （託送料金）	使用電力量１キロワット時につき	7.80円（税込み）

②　料金メニュー：固定単価型（３段階）

契約方式：アンペアブレーカー契約および主開閉器契約（従量電灯B,従量電灯C相当）

基本料金	契約電流（容量）10アンペア（１kVA）につき	441.69円（税込み）
電力量料金	最初の120キロワット時までの１キロワット時につき	18.33円（税込み）
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの１キロワット時につき	23.93円（税込み）
	300キロワット時をこえる１キロワット時につき	26.93円（税込み）

※ みなし小売電気事業者の公表料金メニューの基本料金単価および電力量料金単価が改定された場合は、改定後の各単価が適用されます。